



Title	構成民族の平等性に関する考察：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ憲法裁判所判決による Dayton 体制の質的変換
Author(s)	橋本, 敬市
Citation	国際公共政策研究. 2002, 7(1), p. 77-97
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/9608">https://hdl.handle.net/11094/9608</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

構成民族の平等性に関する考察  
—ボスニア・ヘルツェゴヴィナ憲法裁判所判決による  
 Dayton体制の質的変換—

Equal status of the Constituent Peoples  
—Qualitative Change of the Dayton System caused  
 by the Constitutional Court Decision—

橋本 敬市\*

Keiichi HASHIMOTO\*

Abstract

The Constitutional Court of Bosnia and Herzegovina made a decision, on 1 July 2000, which would ensure the equal status of the three constituent peoples of the country and necessitate amendments to the entities' constitutions which have institutionalized the dominance of the major ethnic groups in each entity.

In accordance with the decision, the Sarajevo Agreement was reached among the political parties which dealt with the contents of the needed amendments.

This article attempts to examine the meaning of the Constitutional Court decision and the contents of the Sarajevo Agreement, and to clarify the efficacy of the amended Constitutions in making both entities really multi-ethnic.

キーワード：憲法裁判所判決、構成民族、サラエヴォ合意

Keywords: Constitutional Court Decision, constituent peoples, Sarajevo Agreement

---

\* 国際協力事業団国際協力総合研修所 客員専門員

## はじめに

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（以下、ボスニア）では2002年4月、同国を構成する2エンティティー（ムスリム・クロアチア人中心の「ボスニア連邦（以下、連邦）」とセルビア人中心の「スルプスカ共和国」）において、これら3つの構成民族に平等の地位を保証するエンティティー憲法改正が行われた。この改正は2000年7月の憲法裁判所判決の要請に応じたものだが、高度にエンティティーの自治を認めているデイトン体制の質的変換をもたらす重大な改革として注目される。

3構成民族に2エンティティーという「デイトン・モデル」は、本質的に不安定なものであり、連邦ではセルビア人に対する、スルプスカ共和国では非セルビア人に対する差別が制度化していたために、難民・避難民帰還の障害となっていた。

デイトン合意から約6年半が経過し、当初想定されていた多民族国家の再建が難航する中で、ボスニア国家の一体性を維持するには、次のいずれかの方向に進まざるを得ない状況となっていた。つまり、3民族のうち最小民族グループであり、連邦の中でも不利な立場に立たされていたクロアチア人に対して、彼らだけのための第3のエンティティーを付与するか（つまり3民族3エンティティー制とするか）、両エンティティーを真の多民族政治体とするかのいずれかである。

憲法裁判所の判決は第2の方向へ導くための国際社会による政治的決定である。デイトン体制を覆さないままに難民帰還を促進し、真に機能する国家建設を進めるためには他に選択肢がないというのが一般的な見方であるが、今回の改革は果たして期待通りに機能するであろうか。

本稿では、憲法裁判所判決の結果進められた憲法改正のプロセスを検証するとともに、両エンティティーで成立した改正案の中身に関する合意（通例「サラエヴォ合意」と呼ばれる）の中身を考察する。

まず第1章では、両エンティティーにおける構成民族の地位の問題が、憲法裁判所の審理に付託されるに至った背景及び判決の中身について検証する。第2章では、憲法裁判所判決の結果、同判決内容を履行（つまり両エンティティー憲法を改定）する必要が生じて、両エンティティーの政党間で行われた改憲のための交渉プロセスを辿り、その問題点を指摘する。第3章では、政党間の改憲交渉及び上級代表の介入によって生み出された改憲案の中身に関するサラエヴォ合意について、その成立プロセスを検証。第4章では、両エンティティーで平等の地位を保証するためのサラエヴォ合意について、その具体的中身として、立法・行政・司法機関における公正なポスト配分の問題及び民族の死活的利益を守るためのメカニズムに

ついて検証し、改憲後のシステムの有効性・妥当性について考察していきたい。

## 第1章 憲法裁判所判決

ボスニア憲法はすべての市民に「人権及び基本的な自由」を保証すべく、国家及び両エンティティーの公的機関に対して、「国際的に承認された人権」とあらゆる差別からの解放を「保証」するよう義務付け、難民・避難民に対し、自らの財産を要求し、ボスニア紛争前の住居へ帰還する権利を付与している<sup>1)</sup>。しかし、ボスニアの公的機関は市民に対し、これらの基本的権利を保証することに成功してはいない。ボスニアが2つのエンティティーに分割（連邦ではさらに10県に分割）され、それぞれの地域では民族別の権力構造が確立されていたために、市民の自由や権利は、それぞれの地域を支配する民族の意向に左右される状況が続いていたからである。各地域の支配民族は他民族の帰還を阻害し、地域の民族的均一性を維持しようとした。地方の行政府や警察、裁判所などの公的機関が、ボスニアの市民すべてに対して（民族を問わずに）公平な保護、サービスを提供出来なかったのは、「民族浄化作戦の結果を追認する形の『2エンティティー3民族の統一国家』に拘泥したデイトン合意を基にして創られた憲法体制そのものに内在する歪み」を反映したものだとも言えるだろう<sup>2)</sup>。

こうした「歪み」が顕在化し、深刻化しつつあった2000年7月、憲法裁判所はボスニア憲法に規定された基本的人権をボスニア全土で保証するための措置として、両エンティティーで構成民族すべてに平等の権利を保証する判決を下した。同判決によると、「ボスニアでは二つのエンティティーを設置することによって領土の境界が決定されたが、この領土上の境界決定は特定民族の支配や民族均質化の正当化、民族浄化の結果承認等を擁護する権利として利用されてはならない<sup>3)</sup>」。この判決が適切に履行されれば、すべてのボスニア国民は全土で不当な差別から解放され、難民・避難民の帰還が促進されるばかりでなく、デイトン合意後初めて、エンティティーの権限を弱め、機能する中央国家を建設する嚆矢となり得ると言えるだろう。2002年3月、かねてからエンティティーの撤廃を主張していたハリス・シライジッチ元・閣僚評議会共同議長が英オックスフォード大学セント・アントニー・カレッジでの講演で、「この憲法裁判所判決が完全に履行されれば、ボスニアの状況すべてを変えることになるだろう。我々には、もはや『第2のデイトン』は不要となる。この判決がボスニアを正しい軌道に乗せるであろうから」と語っているほど、同判決に対する中央集権論者からの評

1) ボスニア・ヘルツェゴヴィナ憲法第2条1項—5項

2) イアン・キャンベル上級代表事務所法務部長とのインタビュー（2002年1月11日）

3) BiH Constitutional Court Case No. U 5/98-III “Request for evaluation of certain provisions of the Constitution of Republika Srpska and the Constitution of the Federation of Bosnia and Herzegovina”, Third Partial Decision, 1 July 2000, Para 61.

価は高いが、果たしてこの判決は実際に有効且つ現実的なのであろうか<sup>4)</sup>。

本章ではまず、この憲法裁判所判決の背景とその内容の是非について検証したい。

## 1. 「構成民族」訴訟

1998年2月12日、大統領評議会議長だったアリヤ・イゼトベゴヴィッチはスルプスカ共和国憲法の14規定と連邦憲法の5規定について、ボスニア憲法との整合性を疑問視し、その判断を憲法裁判所に仰いだ。具体的には、①スルプスカ共和国憲法：第1条「スルプスカ共和国はセルビア人及びその市民すべての国家である」、第7条「スルプスカ共和国ではセルビア語とキリル文字を公用とする」、第28条「国家として正教会を支援し、すべての分野で国家と正教会の協力を促進する」など、スルプスカ共和国内でセルビア人及びその文化・宗教を優遇する14規定。②ボスニア連邦憲法：第1条1項「ボスニア連邦の構成民族はムスリムとクロアチア人である」、第1条2項「ボスニア連邦では、クロアチア語とボスニア語を公用言語とする」など、連邦でムスリムとクロアチア人及びその地位に特別の地位を付与している5規定一が審理の対象である。

ボスニア中央国家の憲法では、前文（「構成民族として、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ市民として、ボシュニャック（ボスニア人。本来はボスニア地方に住む住民全体を指す言葉だが、紛争中にムスリム勢力を主導していた民族主義政党「民主行動党」がムスリムのみを指す言葉として使用。現在もムスリムのみが「ボシュニャック」と名乗っている。以下「ムスリム」とする）、クロアチア人、セルビア人は「その他の民族」とともに、ここにボスニア憲法を以下のように定める）が示すように、3民族を構成民族と認定している。このように中央国家では3民族が平等に扱われているものの、その国家を構成するスルプスカ共和国ではセルビア人のみに、連邦ではムスリムとクロアチア人のみに構成民族の地位を付与していることになる。ボスニアでは、両エンティティーに軍、警察、司法など本来国家に属する権限の大部分が付与されているため、連邦におけるセルビア人、スルプスカ共和国におけるムスリム・クロアチア人などの少数派は政府機関との関係において、合法的に差別を受けており、難民・避難民の帰還が阻害されているというのがイゼトベゴヴィッチの主張である。

連邦がムスリムとクロアチア人を構成民族と規定し、セルビア人について言及していないのは、同連邦が創出された際の状況を反映したものである。連邦は紛争中の1994年3月、交戦中のムスリムとクロアチア人が米国の仲裁によって和解して発足させたもので、当時は将来的な包括的和平案として、セルビア人も同連邦への加盟を受け入れるであろうとの認識があった<sup>5)</sup>。つまり、包括的和平合意成立後はセルビア人を構成民族としてボスニア連邦に加

4) *Reuters*, "Speech of Dr. Haris Silajdzic at St. Antony's College, Oxford", 8 March 2002.

5) OHR Document "The Constituent Peoples Decision in BiH", 3 March 2002, Para 14.

え、新生国家として再出発させるつもりだったのである。ところが、1995年11月、 Dayton で和平が達成された際、セルビア人は第3番目の構成民族として連邦に入ることなく、その民族共和国（スルプスカ共和国）はボスニア連邦と対等のエンティティーとして承認された。その結果として、ボスニア連邦におけるパワー・シェアリングのメカニズムは、ムスリムとクロアチア人の間でのみ機能し続けているのである。

一方、セルビア人のみを対象として成立しているスルプスカ共和国では、「構成民族」自体に全く言及しておらず、「譲り渡すことの出来ないセルビア人の自決権」「何世紀にもわたる自由と国家独立を求めるセルビア人の闘争」「この国家を、セルビア民族の他国家と結び付けるといふスルプスカ共和国セルビア人の意思と決意」（いずれも憲法前文より）等の規定によって、同共和国についてボスニア国家を構成するエンティティーというより、独立国家のように位置づけている。こうした意識が、上記した正教会に対する支援を定めた規定、セルビア語を公用語とする規定、さらにエンティティーの名前そのものと合わせて、非セルビア人に対する制度的な差別を正当化し、紛争時の民族浄化の結果を恒久化させる原因となってきたのである。

構成民族に関する今回の訴訟は本質的に、ボスニア憲法前文で言及された構成民族が、ボスニア全土で適用されるものなのか、あるいは中央国家機関のみ適用されるのかを問うものだったと言えるだろう。

## 2. 判決の内容

憲法裁判所は2000年7月、約2年5ヵ月の審理を経て、両エンティティー憲法の上記規定を違憲とし、両エンティティーで3構成民族に平等の地位を保証できるよう改憲することを求める判決を下した<sup>6)</sup>。この判決については、セルビア人政党及びクロアチア人政党が、「エンティティーの弱体化を求めるムスリムと国際社会の暴挙」として反発した<sup>7)</sup>。この背景には同裁判所の制度上の問題がある。

和平合意後の新生ボスニアで設置された憲法裁判所は、9人の判事で構成され、うち4人（ムスリム、クロアチア人各2人）は連邦代議院が、2人はスルプスカ共和国国民議会が選出。残る3人は欧州人権裁判所長官によって任命される外国人である<sup>8)</sup>。つまり、国際社会の意向を汲んだ外国人判事と、ボスニアを構成する3民族のうち1民族の判事が協力すれば過半数となり、残る2民族の意向にかかわらず、憲法裁判所としての決定が下せることになる。

6) BiH Constitutional Court Case No. U 5/98-III "Request for evaluation of certain provisions of the Constitution of Republika Srpska and the Constitution of the Federation of Bosnia and Herzegovina", Third Partial Decision, 1 July 2000, A-B 参照。

7) OHR Document "Summary of the Reactions to the Decision", 3 July 2000.

8) ボスニア憲法第6条1項

同裁判所はこれまでも、「閣僚評議会共同議長制に対する違憲判決」(1999年8月14日)や「欧州安全保障協力機構(OSCE)ボスニア・ミッション暫定選挙委員会規則に関する憲法判断回避」(2001年2月2日)など、国際社会の意向に基づく政治的な決定を行ってきた。

今回の判決でも、クロアチア人判事とセルビア人判事は、違憲判決に反対していたが、ムスリムと外国人の判事に押し切られる結果となり、セルビア人判事2人は、同判決の正当性を否定する見解を発表している<sup>9)</sup>

ボスニア憲法裁判所において、外国人判事がキャスティング・ボートを握っている問題については、上級代表事務所が「各民族の判事が民族主義勢力からの政治的影響力を排除出来ない状況に鑑みれば、暫定的な外国人判事存在は同裁判所の健全性を維持するのに不可欠」との判断を示している<sup>10)</sup>。同事務所の指摘通り、セルビア人判事が民族主義政党「セルビア人民民主党(SDS)」の、クロアチア人判事が「クロアチア民主同盟BiH(HDZ・BiH)」の影響下にあるのは本人たちの認めるところであるが<sup>11)</sup>、ヴォルフガング・ベトリッチ上級代表の唱える「オーナーシップの精神」を促進するためにも、同裁判所の再構築は不可避であろう。2002年5月に判事の任期が終了した際、上級代表事務所が主導する司法改革の一環として、憲法裁判所の「国有化」案を進めるべきであったと言えよう。

他方、同判決に基づき、両エンティティー憲法の上記条項は法的根拠を失ったが、憲法改定によって必要とされる改革の基礎を理解する上で、同判決が下された論拠を再考することが有意義であると思われる。

まず、同裁判所は判決の中で、以下のように論じ、特定民族グループがエンティティーの中で支配的立場を享受することの違憲性を明確にしている：

ムスリム、クロアチア人、セルビア人を構成民族と指定することから当然の結果として生じる構成民族の集団的平等の憲法原則は、特定民族に特別の特権を付与することによって政府機関の中で支配的地位を占めることを禁じるとともに、領土の分割を利用した民族分離策を基盤とする民族の同質化を認めてはいない<sup>12)</sup>。

さらに同裁判所は難民・避難民帰還を支援する政治的・経済的・社会的条件を創出するという Dayton 合意付属書7に規定された義務に言及し<sup>13)</sup>、両エンティティー憲法が難民・避難民の帰還を阻害する差別的な社会体制を確立しているということを示すために、両エンティティーの人口統計を引用している。同裁判所判決に添付された表によると、連邦では1991年から1997年の間に、ムスリムの人口が52.09%から72.61%に増加しているのに反し、セルビ

9) ONASA News Agency, "On the legitimacy of the Constitutional Court Decision", 18 July 2000.

10) OHR Legal Opinion, "On the structure of the Constitutional Court", 13 August 2000.

11) ONASA News Agency, op. cit.

12) BiH Constitutional Court Case No. U 5/98-III, op. cit, Para60.

13) General Framework Agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina Annex 7 "Refugees and Displaced Persons" Chapter 1 Article II.

ア人の人口は17.62%から2.32%まで減少している（クロアチア人の数はほぼ同じ）。一方、スルブスカ共和国の人口構成の変化はこれ以上に顕著であり、1991年に54.30%だったセルビア人の人口比が、1997年には96.79%まで急増し、ムスリムは28.77%から2.19%へ、クロアチア人も9.39%から1.02%まで激減している。これは紛争中の民族浄化作戦によるものであり、紛争後もこの状況を放置しているのは、戦争犯罪として旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所の審理対象となっている「民族浄化」の結果を正当化することを意味する。

この点について、同裁判所はスルブスカ共和国政府の主張（「紛争後に帰還が進まないのは、制度的な差別や迫害とは一切関係がなく、社会的・経済的要因によるものである」<sup>14)</sup>）を退けた上、同共和国市町村当局が担当する難民・避難民への財産の返却措置が遅々として進まない状況を指摘した（同裁判所判決パラグラフ87-89）。さらに同裁判所は、公的機関で特定民族が支配的となっている状況の例証として、警察・司法機関の民族別構成比を挙げている。同別表によると、1999年末現在、スルブスカ共和国では判事・検事の97.6%、警察官の93.7%がセルビア人であり、連邦では同様にムスリムとクロアチア人がほとんどの警察・司法ポストを占めている。

憲法裁判所判決で指摘されたこれらのポイントは、同判決の履行において、何が優先課題となるかが示されていると言えよう。

まず第1に、両エンティティーは、それぞれの憲法を改正するだけでなく、構成民族すべての権利を保証し、特に難民・避難民の帰還を促進する政治的・経済的・社会的条件を創出するための制度改革を実施しなければならない。第2に特定民族の支配的地位を否定した同判決に基づき、エンティティーの立法・行政・司法機関における公平なポスト配分を保証するばかりでなく、特に民族の同質性の高い県や市町村など地方政府においても、差別を廃した改革を断行しなければならないと言えるだろう。

## 第2章 判決内容履行（改憲）に至るプロセス

2000年7月、憲法裁判所が両エンティティーで構成民族の平等を保証する判決を下し、両エンティティー憲法の改正を求めたが、両エンティティー当局は当初、全く何の対応も行わなかった。 Dayton 体制下、中央機関には強制執行力が欠如していることから、これまでからエンティティー政府は中央機関の「拘束力のある」決定を無視することが多かったが、このこと自体がエンティティー憲法の優位性、同憲法改正の必要性を物語っていると言えるだろう。

2000年11月国政・地方選挙後、民族主義政党を排した多民族政党連合「変革のための連合」

14) ONASA News Agency, "Hearing from the Government of the Republika Srpska", 4 May 2000.

による政権を発足させるため、ペトリッチ上級代表はキャスティング・ボートを握るハリス・シライジッチの「ボスニアのための党」の要請に応じる形で、憲法裁判所判決内容の履行促進のための介入を始める。両エンティティー議会が憲法を改正し、構成民族の権利を保証する体制が確立するまでの暫定措置として、両エンティティー議会に憲法委員会を設置したのである(2001年1月11日、上級代表の強権発動による決定)<sup>15)</sup>。上級代表はこれら委員会に対し、憲法改正案の起草を求めるとともに、民族の死活的利益を守るための暫定権限を付与。両エンティティーの主要政党と協議の上、それぞれの委員会に16人(各構成民族及び「その他の民族」から4人ずつ)を指名した。委員長にはいずれも、その他の民族のメンバーを充てている。

上級代表決定によると、同委員会の各民族メンバー4人のうち3人が、ある法や規則、決定について「民族の死活的利益に反する」と感じた場合、この法、規則などを凍結したり、内容についての調停を行う特別委員会を開催することが出来る。この特別委員会が3日以内に「調停不可能」と判断した場合は、上級代表の決定に委ねられることになる。実際、スルブスカ共和国国民議会憲法委員会のムスリム・メンバーは2002年1月、同年予算案の採決に際し、「民族の死活的利益に反する」として拒否権を発動し、難民帰還プログラムに充てられていた予算額を約40%増加させるのに成功している<sup>16)</sup>。このように憲法委員会が実績を挙げた結果、上級代表事務所など国際社会は、憲法改正によって民族の死活的利益を守る恒久機関が設置されれば、少数派民族グループを差別的に扱う政策を変更・修正させる上で有効となり得るといえる確信を持つに至り、3月以降に展開される政党間交渉での積極介入につながったと言えるだろう。

一方、同委員会は上級代表の要請に応じ、エンティティー議会に提示すべき憲法改正案を起草したが、両エンティティー各委員会の思惑の相違から調整作業は難航した。連邦側の憲法委員会は2001年8月、憲法改正案の内容についてコンセンサスに達したが、スルブスカ共和国側の作業が遅れていたため、連邦側の改正案の内容は公表されなかった。この間、連邦側の政党や政治家は独自の改正案を次々に公表している。このうち、社会民主党 BiH (SDP・BiH) やボスニアのための党 (SBiH) が世論の動向を掴むために発表したと見られる改正案は、憲法裁判所判決の枠組みを越え、エンティティーの大統領制廃止、県の首相職廃止、地方議会の議席数削減などを規定し膨れ上がったエンティティー政府構造の簡素化を求めている。これらの提案は「相対的にエンティティーの影響力を弱め、民族別のパワー・シェアリング制度が確立された中央国家の方式をエンティティーに適用し易くするのが目的であっ

15) 憲法委員会の設置プロセスについては拙稿「非民族主義政権の発足とアイトン体制への挑戦—2000年11月国政・地方選挙の正と負の遺産」『国際公共政策研究』第6巻第2号(2002年3月)参照。

16) *Nezavisne Novine*, 29 January 2002.

た」ことは間違いない<sup>17)</sup>。

連邦政府は2002年初旬までに、憲法委員会で合意に達した改正案を議会に提出することも可能であったろう。しかし、連邦側の主要政党はスルプスカ共和国側で、連邦と「シンメトリカルな」改正案が採択されるとの確信が持てるまで、議会採決は行わないという点で合意に達していた<sup>18)</sup>。

一方、セルビア人が住民の96.79%を占めるスルプスカ共和国側では、強硬派、穏健派を問わずセルビア人政党はすべて、少数派民族の権利保護には消極的だった。特にムラデン・イヴァニッチ首相を中心とした穏健派グループは、民族差別には終止符を打つと約束する一方、連邦側政党が個別に提案していた「構成民族に対する閣僚ポストの公平な配分」については、「旧ユーゴ時代の危険な遺産」として批判した<sup>19)</sup>。またスルプスカ共和国側政党は、連邦側が主張する「シンメトリカル」な憲法改正には強く反発している。連邦側政党がここで意図しているのは、①現在は一院制であるスルプスカ共和国国民議会に、連邦議会と同様の民族院（上院）を設置して、民族の死活的利益を守る機関とする②現在、連邦大統領はムスリム、クロアチア人から1人ずつ間接選挙で選出され、1年交替で正副大統領を務めている。連邦側は憲法改正後、セルビア人を加えて3人で正副大統領を選出する方針。現在直接選挙で正副大統領（いずれもセルビア人）を選出しているスルプスカ共和国でも同様の改正を行うべき—など、両エンティティーで同様のシステムを導入することである。しかし、セルビア人が絶対多数を占めるスルプスカ共和国で、連邦側のように精緻な「パワー・シェアリング」を導入することが妥当且つ現実的であるかは疑問である。2001年1月の組閣の際、国際社会の強い要請によって、ムスリム閣僚一人を初めて入閣させることになった時にセルビア人政党が示した拒否反応に鑑みれば、人口比率が計4%にも満たないムスリムとクロアチア人に対し、セルビア人が自民族と同数の閣僚ポストを与えるとは考えられない。

この「シンメトリー」に関しては政党やメディアの間で激しい議論となり、結局、ペトリッチ上級代表が「重要なのは、構成民族の権利を保護するメカニズムが全く同一のものであるということではなく、これらメカニズムが両エンティティーで同じレベルの権利保護を保証するということである」との見解を発表<sup>20)</sup>。「形式上のシンメトリー」より「実質上のシンメトリー」を重視しながら、現実的な解決策を求める姿勢を示したことは評価できる。

2001年12月8日、スルプスカ共和国の憲法委員会が単一の憲法改正案で合意に達することが出来ないことが明らかになると、国民議会は同委員会で策定中の改正原案を、その他政党

17) イアン・キャンベル上級代表事務所法務部長とのインタビュー（2002年1月11日）

18) ONASA News Agency, "the Strategy of the Federation Parties", 3 February 2002.

19) Dnevni Avaz, 14 March 2002.

20) OHR Legal Opinion on the argument concerning "symmetrical solutions for the Amendments to the Constitutions", 15 January 2002.

や議員の改正案とともに公開討論に付すことを決定。この結果、同月27日の「グラス・スルプスキ」紙に同委員会の原案と社会民主党 BiH (SDP・BiH)、セルビア人民民主党 (SDS)、ボスニアのための党 (SBiH)、独立社会民主党 (SNSD) の各党案などが一斉に掲載された<sup>21)</sup>。この日以降、スルプスカ共和国政権に近い同紙には、セルビア人法律専門家による意見が連日掲載され、「世論は大幅な憲法改正に反対するよう誘導された」<sup>22)</sup>。これら一連の記事の中には、憲法裁判所判決の合法性を問題視するものや、同判決の履行がスルプスカ共和国の消滅につながるとして恐怖感を煽るものも見られた。このうち、最も影響力の強かった記事は、この判決を出した憲法裁判所の現長官であるスネジャナ・シャヴィッチのものであろう。彼女は自分自身が審理に加わった同判決を履行すべきではないとして、以下のように論じている：

もし、スルプスカ共和国及びボスニア連邦における構成民族に関する憲法裁判所判決が履行されれば、ボスニア憲法で規定された諸機関の存続が問題視されることになる。

この判決はボスニア憲法改正の道を開くものであり、極めて危険である。それは Dayton 合意そのものを問題視することにつながるからである<sup>23)</sup>。

### 第3章 サラエヴォ合意

憲法改正案の中身については、2002年1月以降、主要政党（社会民主党 BiH、新クロアチア人イニシアティブ、ボスニアのための党、セルビア人民民主党、独立社会民主党、民主進歩党、スルプスカ共和国社会党、民主行動党、クロアチア民主同盟 BiH）間及び政党と上級代表事務所の間で非公式の交渉が続けられていたが、いずれの政党も協力的な姿勢を示さなかったため、ペトリッチ上級代表は交渉に介入し始めた。とはいえ、上級代表事務所内部から「立法・行政府の民族別ポスト配分など極めて機微な問題は、上級代表権限で押し付けても、履行段階で抵抗に遭えば意味がない」との意見が出たため<sup>24)</sup>、ペトリッチ上級代表及び和平履行評議会など国際社会は、ボスニアの主要政党が自分たちの交渉によって妥協案を策定することに固執した。そうした協調姿勢の構築が、真の「オーナーシップの精神」に合致し、国際社会の早期撤退を可能にするにもつながるとの判断からであろう。

3月8日以降、ペトリッチ上級代表はサラエヴォの上級代表事務所に主要政党代表者を招集し、連日深夜に及ぶ交渉を調停した。しかし、上記したように、両エンティティー憲法の「シンメトリカル」な改正をめぐる対立や、民族の死活的利益の定義に関する意見の相違（つ

21) *Glas Srpski*, 27 December 2001.

22) イアン・キャンベル上級代表事務所法務部長とのインタビュー（2002年1月11日）

23) *Glas Srpski*, "Okrugli sto u susret ustavnim promjenama u RS: Jezik za unitarizaciju", 2 January 2002.

24) OHR Document, "Minutes of Meetings", 11 March 2002.

まり、何が死活的利益かという判断)で、調整は難航し、独立社会民主党 (SNSD) の交渉撤退 (後に復帰)、民主行動党 (SDA) による交渉終盤の退席、クロアチア民主同盟 BiH (HDZ・BiH) の一貫した非協力姿勢などは、依然としてボスニア政界における自助努力の欠如を伺わせた。

しかし、計70時間に及ぶ交渉や OHR による調停の結果、3月27日の早朝、政党間の妥協案が成立した (一般に「サラエヴォ合意」と呼ばれる。添付資料参照)。これにはボスニア中央政府の与党3党 (社会民主党 BiH、ボスニアのための党、新クロアチア人イニシアティブ) が署名。一方スルプスカ共和国の4政党はすべて、同合意を支持するという別文書に署名したものの、複数の条項について「特別の留保を行う」との注文をつけた。クロアチア民主同盟 BiH は署名を拒否。民主行動党は署名より前の段階で退席していた。署名に留保をつけたスルプスカ共和国の政党代表にはムラテン・イヴァニッチ同共和国首相 (民主進歩党党首)、ドラガン・カリニッチ同共和国国民議会議長 (セルビア人民民主党) など、行政・立法府の長が含まれており、憲法改正作業が今後とも難航することを予想させた。

政党間でエンティティー憲法の改正に関する交渉が終結したことについて、和平履行評議会運営委員会を代表するメンバー国大使たちは「ボスニアの民主主義の発展と法の支配への傾倒という観点から見て、決定的な前進である」との見解を発表<sup>25)</sup>。ペトリッチ上級代表も「両エンティティーで平等な権利を保証し、ボスニアを欧州統合に近づける上で歴史的なステップ」と絶賛している<sup>26)</sup>。しかし、実際にはスルプスカ共和国の全政党が留保をつけ、連邦議会でも憲法改正案をブロックするのに十分な議席を握る2政党 (民主行動党:38議席、クロアチア民主同盟 BiH:25議席。憲法改正には定数140議席のうち3分の2以上の賛成が必要) が合意に署名していない事実を鑑みると、国際社会の対応が楽観的過ぎるのは明白である。実際、スルプスカ共和国では同年4月4日に同合意の内容を逸脱した改正案を可決 (しかも議会手続きの濫用により、少数派民族の利益を守るべき憲法改正で、少数派民族を無視した強行採決が行われた)、連邦議会では採決にさえ至らない結果となり、上級代表が同月19日強権を発動せざるを得ない状況となる。

サラエヴォ合意の内容については次章で詳述するが、スルプスカ共和国に大幅に譲歩する形となり、連邦側が求めていた徹底的な構成民族の平等を保証するものとはなっていない。とはいえ、連邦側の政権政党が両エンティティーで通用するような妥協案を策定する必要性を受け入れることによって、両エンティティーで民族平等を実現する上で大きな一歩を踏み出し、同時に国際社会に対しても初めて「オーナーシップ」の精神を示したという点は評価出来るのではないだろうか。

25) Communiqué of the PIC Steering Board, 27 March 2002.

26) Press Conference of the High Representative at OHR, 27 March 2002.

前出のコミュニケ（3月27日）の中で、和平履行評議会運営委員会は両エンティティー議会に対し、4月第1週中にサラエヴォ合意の内容に合致した形の憲法改正案を採択して発効させるよう要請している。改正案の採択が急務であるのは、選挙日程のためである。ボスニアでは Dayton 合意以降、欧州安全保障協力機構 (OSCE) が計6回の選挙を実施してきたが、2001年8月、ボスニア議会が選挙法を採択したことから、ようやくボスニアが国際機関の援助なしに独自の選挙を実施するための法整備が完了した。初めての独自選挙は2002年10月5日に実施されることになっており、そのためには投票の170日前、つまり4月18日までにボスニア議会で告知されなければならないのである。さらに両エンティティーにおける構成民族の平等な地位を保証する憲法裁判所判決により、両エンティティーの憲法機関の構成が変更される見込みとなったことから、選挙法の変更対象部分（連邦上院議員の選出法、スルプスカ共和国正副大統領選出法など）は空白のままとなっている。このため、選挙までに、エンティティー憲法の改正、それに合わせたエンティティー選挙法の改正、さらにそれを受けたボスニア中央レベルの選挙法改正という作業が必要となるのである。

イアン・キャンベル上級代表事務所法務部長はこの点について、「すべての関連法の改正が終わるまでに選挙を実施することは、政治的不安の状態を引き延ばすことになる。もし10月の選挙が憲法裁判所判決の履行を待たずに実施されるようなことになれば、政府や議会構造の改革は次回選挙の4年後まで不可能となる。その時までに、国際社会のプレゼンスは大幅に縮小され、難民・避難民の多くは帰還を諦め、民族主義者たちが新たな勝利を勝ち得ているだろう」との警告を発している<sup>27)</sup>。

#### 第4章 サラエヴォ合意の問題点

本章では両エンティティーにおいて、構成民族及び「その他の民族」が平等の地位を保証されるために改革が必要とされる主要領域を検討する。ここではサラエヴォ合意の規定に焦点を当て、それぞれの規定の是非について検証する。

##### 1. 「公正な」ポスト配分

憲法裁判所はその判決の中で、構成民族の地位に関する憲法上の定義として「特定民族グループが政府機構の中で、いかなる支配的地位を持つことも違法であることを意味する」との見解を示した。これを受け、スルプスカ共和国憲法委員会は憲法改正案原案の中で「共和国はすべての構成民族及びその他の民族が立法・行政・司法機関において公正にポスト配分

27) イアン・キャンベル上級代表事務所法務部長とのインタビュー（2002年1月11日）

を受けることを特に保証する」と定義した<sup>28)</sup>。これは、エンティティーの公的機関が難民・避難民の帰還を支援するために必要な社会的・経済的条件を創出するという Dayton 合意付属書 7 に規定された義務を果たしていないという憲法裁判所判決の趣旨を取り入れた改正案であったと言えるだろう。

スルプスカ共和国の公的機関において、非セルビア人に「公正な」ポスト配分を行うということは、同共和国におけるセルビア人の覇権を放棄させるとともに、政策策定に際して帰還者の代表に発言権を付与することを通じて帰還のための環境を整備することに繋がる。エンティティーにおける多民族性の促進の第一歩であるとも言えるだろう。しかしながら、スルプスカ共和国の代表は「公正な」ポスト配分について、具体的にどの民族にいくつのポストを割り当てるかについての提案はしていない。あくまでも抽象的に「公正な」と述べるに留め、自民族に有利な解釈への余地を残していたのである。

サラエヴォ合意では政府のポスト配分について、1991年国勢調査に基づく民族別比例配分と民族別に最多・最少の枠を設ける方法を組み合わせる方式を採用している。連邦側政党は交渉中終始、1991年国勢調査の結果に基づいて構成民族及びその他の民族の閣僚ポストを配分すべきであると主張し続けていた。1991年の国勢調査というのは、ボスニア紛争前最後に行われた調査である。公正なポスト配分に紛争前の調査結果を用いるというのは、紛争中の民族浄化を否定し、その結果を追認することを拒否する姿勢を示すもので、多民族国家の再建を主張する勢力にとってはシンボリックな意味合いを持っている。前述のように、スルプスカ共和国は民族浄化によってセルビア人が圧倒的に多い地域となっているため、スルプスカ共和国指導者は従来、「時計を戻すような試み」に反対し、「1991年の国勢調査を利用することは、『死人』にポストを与えるようなもの」として、紛争後の選挙結果に基づくポスト配分を主張していた<sup>29)</sup>。この場合、国民議会の定数83のうち68議席を握るセルビア人が82%の閣僚ポストを握ることになる。

サラエヴォ合意では両エンティティーの主張の折衷案を採った。1991年国勢調査の結果が一部反映されているものの、閣僚職についてはセルビア人に8ポスト、ムスリムに5ポスト、クロアチア人に3ポストを配分、さらに首相に対し、最大の構成民族(すなわちセルビア人)に与えられるポストのうち一つを「その他の民族」に振り分ける権限を付与している。首相はこの閣僚ポスト数には含まれず、2人の閣僚は副首相を兼務することになっている(正副首相はそれぞれ別の民族)。また、この方式を「Dayton 合意付属書 7 (難民・避難民帰還) が実現するまで」の暫定措置とすることによって、スルプスカ共和国側には難民帰還を促進するインセンティブを与え、連邦側には道徳上の勝利感を味あわせることに成功している。

28) スルプスカ共和国憲法委員会憲法改正原案 LXIX/2

29) OHR Document "Minutes of Meetings", 3 March 2002.

付属書7の履行後については、ポスト配分に関する新たな方法が適用されることになっており、その際、各構成民族は閣僚ポストの少なくとも15%（2民族の合計は最低35%）を割り当てられ、「その他の民族」も少なくとも1ポストを確保されることが規定されている。

これに対し、スルプスカ共和国国民議会が採択した改正条項では、サラエヴォ合意の文言を一部変更し、「デイトン合意付属書7が実現されるまで、最新の国勢調査に従い、スルプスカ共和国における民族別人口比に応じた比例配分に基づいたポストの割り当て」を規定している<sup>30)</sup>。この規定は一見すれば、1991年国勢調査を受け入れているように見えるが、実際には仮に付属書7が履行されるまでに新たな国勢調査が実施された場合、今日の民族浄化された現実を反映する内閣が誕生することになる。このため、ペトリッチ上級代表は4月19日に介入し、上記条項をサラエヴォ合意に一致する形で修正せざるを得なくなったのである。

一方、連邦側は既にワシントン合意の際に発効した連邦憲法によって、ムスリム、クロアチア人、その他の民族の間でパワー・シェアリングのメカニズムが導入されており、立法・行政・司法の各機関に組み込まれている。今回の憲法裁判所判決を受け、既存のメカニズムにセルビア人のポストを配すれば済むわけである。

連邦側政党はサラエヴォ合意に先立ち、2つの点で合意に達していた。一つはポスト配分が議席に応じた比例配分であってはならないということ、もう一つはいかなる構成民族も49%以上の閣僚ポストを占有してはならないということである。

しかし、サラエヴォ合意ではスルプスカ共和国側との整合性を保つため、同様のシステムが用いられ、ムスリムに8閣僚ポスト、クロアチア人に5ポスト、セルビア人に3ポスト（首相はムスリム割り当て分のうち1ポストを「その他の民族」に振り分けることが出来る）が与えられることになった。この結果、2002年2月、連邦政府が提示した憲法改正案（各民族の閣僚数を最低20%、最高40%とする）よりも「反動的」な内容となった<sup>31)</sup>。

また、スルプスカ共和国の場合と同様、付属書7が履行された後は、各民族に最低15%、2民族合計で最低35%の閣僚ポストを確保するよう求めている。

さらに、サラエヴォ合意では、スルプスカ共和国におけるセルビア人の優位を維持するような別の譲歩がなされている点が注目される。それはエンティティーにおける3権の長に関するポスト配分を定めた規定である。同合意によると、いかなる構成民族、「その他の民族」も、6つのポスト（首相、国民議会議長、民族評議会議長、最高裁判所長官、憲法裁判所長官、検事総長）から2つ以上を占めることは出来ないとしながら、大統領をこのリストから外しているのである。

正副大統領が直接選挙で選出されるスルプスカ共和国では、大統領を「ラドヴァン・カラ

30) スルプスカ共和国憲法改正条項 LXXXIV (2002年4月4日)

31) ONASA News Agency, "On the Sarajevo Agreement", 28 March 2002.

ジッチの王座の継承者」と見なし、その地位に特別な重要性を付与している。カラジッチが起草した同共和国憲法には「共和国は大統領によって代表され、セルビア民族の統一は大統領によって象徴される」(第69条)と規定されており、大統領は一種の「国家元首」のような地位を与えられている。

一方、連邦側では正副大統領は議会の間接選挙で選出され、権限が限定されているばかりでなく、パワー・シェアリング方式により、正副大統領職にムスリム、クロアチア人が1人ずつ選ばれ、1年毎に交替することになっている。

サラエヴォ合意では、スルプスカ共和国側の強い反発から、大統領職が民族別ポスト配分リストから外され、エンティティーに委ねられることになった。

その代わり、同合意では、各エンティティーに2つの副大統領ポストを設け、正副大統領を別々の民族出身とすることを求めた。連邦側では従来の間接選挙方式にセルビア人を加える方式が採られ、パワー・シェアリングが確保されるが、スルプスカ共和国では副大統領が装飾的な存在になることは、同共和国の憲法修正条項から明白である。同条項 LXXVII、LXXXIII によると、大統領は引き続き直接選挙で選出され、副大統領は「民族議員団との協議・合意の後、大統領が提案し国民議会が選出する」ことになっている。

権力の分配を真に「公平な」ものとするためには、分配すべき6ポストから司法職を外し(司法職は別途、配分法を定める)、「大統領、首相、議会/民族評議会議長の各議長の4ポストのうち、2ポスト以上を占めることは出来ない」とすべきであろう。サラエヴォ合意の方式では、スルプスカ共和国で真に影響力を有する大統領、首相、国民議会議長がすべてセルビア人に占有されることになる。

## 2. 「死活的利益」：定義と保護のメカニズム

特定民族の利益に反する法・決定の発効を阻止する手段として、「民族の死活的利益」に訴える権利は、既にボスニア中央及び連邦の立法・行政機関に組み込まれており、特に民族院(上院)が民族の利益を守る役割を担っている。しかし、これまで「何が民族の死活的利益」を構成するのかという点については、明確な定義がなされていなかった。

この定義をめぐる議論で、特に調整が難航したのは、どの範囲まで死活的利益と認めるかという問題だった。クロアチア人政党は構成民族中、最少の民族代表として、あらゆる分野で「民族の拒否権」が制限されることに抵抗したが、スルプスカ共和国のセルビア人政党は民族の集団的権利の適用を国家レベルにとどめることを求め、スルプスカ共和国を「自分たちだけのエンティティー」としたまま、マジョリティー・ルールを維持しようとした<sup>32)</sup>。 Dayton合意以降、ボスニアの中央国家や連邦では、この「民族の拒否権」が濫用され、立法・

32) OHR Document, "Minutes of Meeting", 8 March 2002.

行政府が機能不全に陥るケースが散見されたことから、ヴェニス委員会も憲法裁判所判決に対する意見書の中で、「こうした liberum veto が行使され得るようなシステムは、民主的協調の精神に適っていない」との見解を示すとともに「民族差別を永続させるような法律を阻止すると同時に、少数民族が恣意的に立法活動を妨害することを許さないような解決策」の策定を特に求めたのは妥当であると言える<sup>33)</sup>。

主要政党による交渉の結果、サラエヴォ合意では、文化や宗教、言語など伝統的な民族関連事項に限定した狭義の解釈を求めたセルビア人と、どのような定義であれ、拒否権の適用範囲の制限に反対するクロアチア人の間の妥協案として、両者に受け入れ可能なバランスを狙ったものになっており、一応の評価は出来ると思われる（具体的な項目については、添付資料参照）。しかし、サラエヴォ合意は、既に発効している法や条例について、遡及的に再検討することを考慮に入れていないのは問題である。2001年1月現在、連邦司法省は上級代表事務所に対し、「憲法裁判所判決を履行するには、連邦だけで約3000の法律を改正する必要がある」との報告と寄せており<sup>34)</sup>、こうした差別的な法律を捨象した取り決めは、実効性に疑問が残るといわざるを得ない。

次に、こうした民族の死活的利益を守るためのメカニズムについて考えてみたい。

スルプスカ共和国には、民族の死活的利益を守り、差別的な法律の発効を阻止する議会メカニズムは存在しなかった。2002年3月のサラエヴォ合意まで、スルプスカ共和国の政党指導者たちは、連邦のシステム（民族別に議席割り当てのある第二院（民族院）が設置されている）導入に激しく抵抗し、現在の通り、人口の圧倒的優位がそのまま反映される代議院（国民議会）のみの一院制維持に固執していた。

しかし、連邦側政党ばかりでなく、上級代表事務所内部でも、「憲法裁判所判決を履行する上で、スルプスカ共和国に民族の利益を守るメカニズムを新設するのは絶対条件」との認識が強く、結局、「完全な形の第二院ではないものの、第二院の属性を持つ」民族評議会という独立機関を設置するという妥協案が支持された<sup>35)</sup>。

では、果たして、この民族評議会が民族の利益は保証されるのであろうか。

サラエヴォ合意によると、スルプスカ共和国国民議会が採択された法・決定のうち、「民族の死活的利益」に影響を与えるものはすべて、民族評議会でも可決されなければならないことになる。同評議会は同数の各構成民族代表（最低8人、最高17人）とその他の民族代表（各構成民族代表の半数を超えない）で構成される。このメンバーの選出方法については、交渉

33) Opinion of the European Commission for Democracy through Law (the Venice Commission) on the Constitutional Court Decision, 10 July 2002, Para 16-18.

34) Letter of the Federation Ministry of Justice to the OHR on the implementation of the Constitutional Court Decision, 15 January 2002.

35) OHR Document, "Minutes of Meeting", 27 March 2002.

の段階からセルビア人が同評議会を形骸化させようとしている姿勢が明らかであった。スルプスカ共和国の代表は、同評議会のメンバーを国民議会の一般投票で選出することを求めた。これには2つの理由が考えられる。一つには連邦側が主張するように、市町村議会から選出するという方法を採用した場合、県議会が民族院議員を選出する連邦の方法と同じであり、このように地方の代表と民族を結びつけることは、極めてノーマルな第二院として、民族評議会の正当性を高めてしまう恐れがある。第2に国民議会からの選出は、セルビア人政党にとって圧倒的に有利である。連邦の政党がスルプスカ共和国で最も力を持ち得るのは、難民・避難民によって変化する地理的状況を反映する市町村レベルである。これに対し、国民議会はセルビア人、特にセルビア人民民主党が優位を維持している。

結局、妥協案として、(一般投票ではなく)国民議会の各民族議員団がそれぞれの代表を選出することになり、セルビア人政党は民族評議会の属性について、連邦の民族院のような正当性を与えないことに成功している。

また、サラエヴォ合意では、国民議会に対して、民族評議会が死活的利益についての判断を下す時間を考慮した上で、審議中の法案を同評議会に提出することを求めている。連邦では、あらゆる法案を上下両院で審議するため問題はないが、スルプスカ共和国では手続き上、民族評議会が法案の中身を知らないまま、発効させてしまう恐れがある。

このほか、サラエヴォ合意の「民族の死活的利益リスト」の中には、行政府において「構成民族が公正にポスト配分を受ける権利」が含まれているが、民族評議会には閣僚指名の際、どういう形で発言権が確保されているかが明確にされていない。また現行法の遡及的再検討の権限も付与されていない(他方、連邦の民族院は議員立法などで改正案の提案が可能である)など、その実効性について疑問を抱かざるを得ない曖昧性を持っていると言えるだろう。

一方、連邦民族院は既に、民族の死活的利益を守るための議会メカニズムとして機能している。同院は10県から選出される代表で構成されており、ムスリム、クロアチア人は各30人、その他の民族は10県議会で獲得した議席数に比例した数のポストが与えられる<sup>36)</sup>。通例、法案を可決するには単純過半数が必要なだけだが、民族院の各民族議員団は法案の中身について「死活的利益に反する」と訴えることが出来る。この場合、採決は単純過半数ではなく、各民族議員団の過半数の賛成を必要とする<sup>37)</sup>。

この手続きは確かに、民族の集団的権利に適切な保証を与えているが、前述したように、死活的利益の定義がなされていなかったため、各県の民族主義集団によって立法行為の妨害に利用されてきた。2001年3月に多民族政党連合「変革のための連合」が政権に就くまで、死活的利益条項に訴えるという「脅迫」は極めて頻繁に利用され、議題自体が死活的利益に

36) 連邦憲法第4章第6条、18条、19条

37) 連邦憲法第4章第18条

反するとして審議が始まらなかったケースもある<sup>38)</sup>。

サラエヴォ合意では、前述のように初めて死活的利益の範囲を限定しており、これは議会の機能麻痺の原因の一つを解決するものとして評価されるだろう。

## おわりに

憲法裁判所判決に基づくエンティティー憲法の改正は、そのプロセスにおいてデイトン合意後初めて、ボスニアの主要政党間で妥協点を見出す努力がなされ、ペトリッチ上級代表の唱える「オーナーシップの精神」が根付き始めた結果として評価されているだろう。

また、この憲法改正によって、ボスニアの政治体制を根本的に変換するための国際会議（いわゆる「デイトン2」）や新たな憲法制定会議が不要となり、あくまでも現行のデイトン体制下で最善の解決策が提示されたと言える。内容的には高度の地方自治を認めたデイトンの精神を逸脱した形の変革ではあるが、デイトン憲法を擁護する立場の憲法裁判所が、エンティティー憲法の改正を求めることによって、国家としての一体性を維持する姿勢を示したことは、上級代表事務所も「バルカン全体の安全保上も極めて意義のある前進」との見方を示している<sup>39)</sup>。

しかし、今回の憲法改正が両エンティティーで同等の実効性を持つかどうかについては依然疑問が残る。それはサラエヴォ合意の交渉段階で、連邦及び上級代表事務所が、コンセンサスを得るための手段としてスルプスカ共和国にいくつかの譲歩を行ったことによる。特に、民族間で分配すべき主要ポストからエンティティー大統領を外したことは、スルプスカ共和国におけるセルビア人の覇権継続の可能性という禍根を残したと言えるだろう。また大統領の選出法を両エンティティーで統一せず、それぞれ現行制度を温存するとの妥協がなされたことから、スルプスカ共和国では、連邦側より民主的正当性が高く、政治的影響力の強い大統領職をセルビア人が独占し続ける見込みとなっている。

今回の憲法改正を実効性のあるものにする上で、国際社会は今後、次のような課題に取り組まなければならないだろう。第一に両エンティティー、特にスルプスカ共和国における難民・避難民の帰還を促進し、国民議会の非セルビア人の議席数を増やす必要がある。国民議会での議席数が伸びない限り、たとえ新設の民族評議会が差別を助長する立法行為を阻止し得ても、差別的内容を含む現行法を改正することは不可能だからである。第二に、両エンティティーで民族の平等を実現するための交渉を継続させ、連邦側が求める「シンメトリカル」な体制へ一歩でも近づける必要がある。今回の交渉で示された譲歩はすべて、スルプスカ共

38) ONASA News Agency, "Summary of the vital national interest", 18 March 2002

39) OHR Document, "Minutes of Meeting", 27 March 2002.

和国におけるセルビア人の覇権体制を維持させる恐れがあるからである。

資料：憲法裁判所による構成民族に関する判決の履行に関する合意（サラエヴォ合意）の主要ポイント

## I. 死活的利益保護

死活的利益保護は、ボスニア連邦の民族院及びスルブスカ共和国の民族評議会を通じて提供される。

### 第1条 立法府

立法に関する権限はスルブスカ共和国では国民議会と民族評議会によって、連邦では代議院と民族院によって行使される。

スルブスカ共和国では、国民議会によって承認され、いずれかの構成民族の死活的利益に関係するような法及びその他の規則は、民族評議会が採択して初めて発効する。

### 第2条 スルブスカ共和国国民議会／連邦代議院における最少議席の保証

スルブスカ共和国国民議会及び連邦代議院では、各構成民族とも最少でも4人の議席が与えられる。

### 第3条 民族評議会及び民族院の構成及びメンバーの選出法

民族評議会及び民族院は、各構成民族が同数の代表を出せるよう均衡の原則を基にして構成される。

各構成民族は最少の場合8人、最多の場合17人の代表を出す。その他の民族は、民族評議会、民族院のそれぞれにおいて、一構成民族の代表人数の半数を超えない数の代表を出す。

その他の民族も多数決による投票方式において、同様に採決に参加する権利を有する。

#### ・スルブスカ共和国（民族評議会）

民族評議会のメンバーは、国民議会のそれぞれの民族議員団によって選出される。

#### ・連邦（民族院）

各県議会が選出する。

### 第4条 死活的利益の定義

民族の死活的利益は以下のように定義される：

立法・行政・司法機関における適切なポスト配分による構成民族の権利行使；構成民族のアイデンティティー；憲法改正；公的機関の組織；意思決定プロセスにおける構成民族の平等の権利；教育、宗教、言語、文化の促進、伝統、文化的遺産；領土上の構成；公的情報システム；民族院及び民族評議会における一構成民族議員団の3分の2が民族の死活的利益に関する問題と主張するその他の事項

## II. 主要政治ポストの分配

一首相及び副首相は同一民族出身であってはならない。

一下記のポストのうち、2つ以上を同一の構成民族、その他の民族が占有してはならない。

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 1) 首相          | 2) 連邦代議院／スルブスカ共和国国民議会議長 |
| 3) 民族院／民族評議会議長 | 4) 最高裁判所長官              |

## 5) 憲法裁判所長官                      6) 検事総長

## —エンティティー大統領

大統領は別の構成民族出身の2人の副大統領を持つ。これら正副大統領はエンティティー憲法に従って選出される。

## III. 連邦及びスルプスカ共和国政府における最低保証ポスト数

政府は連邦代議院／スルプスカ共和国国民議会によって選出される。

## 【デイトン合意付属書7が履行されるまでの移行期について】

RS政府（首相及び16閣僚）はセルビア人8人、ムスリム5人、クロアチア人3人の閣僚で構成される。連邦政府（首相及び16閣僚）はムスリム8人、クロアチア人5人、セルビア人3人の閣僚で構成される。

付属書7が完全に履行された後は、1構成民族につき、政府全体の最低15%の閣僚ポストが保証されなければならない。また、2構成民族で最低計35%の閣僚ポストが保証されなければならない。閣僚ポストのうち1つは、その他の民族に与えられなければならない。

## IV. すべての公的機関（裁判所を含む）におけるポストの比例配分

連邦及びスルプスカ共和国では構成民族及びその他の民族は、公的機関においてポストの比例配分を受ける。

憲法の原則として、付属書7が完全に履行されるまでは、ボスニア国家の公務員法の方針に従い、1991年の国勢調査を基に比例配分が行われる。この一般原則は、各エンティティーの法律によって、さらに具体的に規定される。この法律には具体的な期限が明示され、エンティティー及び県における地域別民族構成に合致した形で上記原則が実現される。

## V. 最終／暫定的規定

## 1. 連邦の県における原則との調和

エンティティー憲法改正案の採択から9ヶ月以内に、本合意に含まれた原則が連邦の県で適用されなければならない。

各県において死活的利益保護機関が設置され、県政府では最低限のポストが保証されなければならない。

## 2. 民族院とスルプスカ共和国憲法委員会の任務

エンティティー憲法改正案の採択より、連邦民族院とスルプスカ共和国憲法委員会（上級代表が設置）は、この文書に含まれた原則に従わなければならない。

## 3. 本合意の解釈

この文書が両エンティティー議会によって履行されるまでの間、上級代表をこの文書を解釈する上の最終権限者とする。